

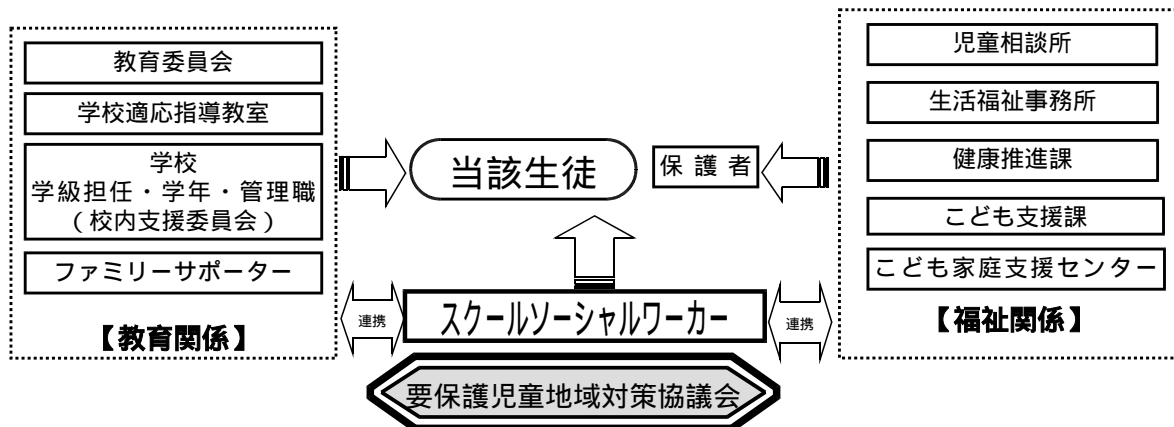
不登校児童生徒への対応事例12（中学校第2学年女子）

～ S S Wを中核とした関係機関との行動連携～

問題の把握

当該生徒は母親、弟2人、妹2人、叔母、従兄弟2人と同居している。平成23年に、母親や叔母が出産したことから、幼い弟や妹、従兄弟の世話をしなければならなくなり、断続的に欠席するようになった。母親は登校させる必要性を感じておらず、同年8月に転居した際、転校手続きも行わなかったため、当該生徒はそのまま学校を欠席するようになった。

対応状況



《不登校状態出現時の対応》

【校内における連携体制】

前在籍校で、定期的に開催する校内支援委員会において、教職員間で当該生徒に係る情報を共有するとともに、教育委員会やスクールソーシャルワーカー（以下SSW）と連携し、福祉関係機関への支援要請を含めた支援を行うことを確認した。

【SSWの関わり】

生活福祉事務所からの情報提供を受け、保護者の転居先を確認した後、教育委員会や前在籍校、現在籍校及び児童相談所と、当該生徒の家庭状況に関する情報交換会を開催し、今後の対応方針を確認した。

《以降の対応状況》

【校内における連携体制】

現在籍校においては、担任が定期的に家庭訪問を行い、当該生徒と信頼関係を築くよう努めている。

【SSWの関わり】

- ・対応方針に基づき「不登校改善プラン」を作成し、「要保護児童地域対策協議会」において、関係機関が連携して支援することを確認した。
- ・「不登校改善プラン」に基づき、子ども家庭生活支援センターと連携し、就学前の兄弟を保育所に一時預かる支援を行うなど、当該生徒が登校できる家庭環境づくりを行った。
- ・児童福祉司と家庭訪問を行い、保護者に対し当該生徒が学校適応指導教室へ登校するよう働きかけるとともに、子ども生活支援センター職員やファミリーサポーターと連携を図り、当該生徒の適応指導教室への送迎支援を行った。
- ・定期的に「要保護児童地域対策協議会」を開催し、当該生徒の状況を共有するとともに、「不登校改善プラン」の内容の見直し改善を行い、その後の支援に生かしている。

《当該生徒の現在の状況》

8月から学校適応指導教室へ登校するようになり、12月には週に2～3日程度、一人で登校できるようになった。

不登校の問題を速やかに解消するためのポイント

- ・家庭環境や保護者の養育態度が原因で欠席がちになっている場合、SSWが中核となり、関係機関の個々の役割や連携を明確にした支援体制を整備し、行動連携を行うこと。
- ・教育機関、福祉関係機関が連携を図り、当該生徒が抱える困り感や悩みに寄り添い、保護者の自立を支援する取組を継続的に行うこと。